

○天城町空き家改修費補助金交付要綱

平成30年3月27日要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き家の利活用を促進し、地域の活性化と良好な住環境を確保するため、空き家の所有者が行う当該家屋の改修、修繕等に対し補助金を交付することに関し、天城町補助金等交付規則（平成27年5月13日規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 天城町空き家バンク（情報登録）制度設置要綱（平成27年度8月17日施行）の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 改修工事 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅の一部を修繕、補修、模様替え、取替え等を行う工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に本社、支社、支店、営業所等を有する法人及び町内で事業を営む個人事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 天城町空き家バンクに登録された物件の所有者又は、その権利を有する者
- (2) 町税、国民健康保険税及び税外徴収金を滞納していない者（生計を一にする同一世帯の者を含む。）
- (3) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第4号及び第5号に該当しない者
- (4) 同一年度にこの要綱による補助金の交付を受けていない者。ただし、町長が特別に認めた者は、その限りではない。

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

- (1) 3親等内の親族間において空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結した場合。
- (2) 交付決定前に改修工事を行った場合。
- (3) その他町長が適当でないと認めた場合。

(補助対象となる空き家等)

第5条 補助対象となる空き家等は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 天城町空き家バンクに登録された空き家であること。
- (2) 専用の居住室、台所、便所、浴室及び出入口を有していること。
- (3) 過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(補助対象となる工事及び経費)

第6条 補助対象となる工事は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 町内業者が行う工事金額が50万円以上の改修工事であること。
- (2) 外構設備を除く専用住宅及び併用住宅の居住の用に供する部分の改修工事であること。
- (3) この補助金の申請した日の属する年度の3月31日までに、完了する改修工事であること。

2 補助対象となる経費は、別表のとおりとする。

(交付額)

第7条 補助金の交付額は、改修工事の金額の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、100万円を上限とする。ただし、長屋又は共同住宅(外観から住戸数が明らかなものに限る。)の場合は、1戸当たり100万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第8条第2項に規定している期日までに、天城町空き家改修補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事見積書及び内訳書の写し
- (2) 住宅位置図（付近見取り図）
- (3) 住宅配置図
- (4) 改修工事箇所の図面
- (5) 改修工事前の現場写真
- (6) 物件の所有者が確認できる書類（登記簿等の写し）
- (7) 物件への合併処理浄化槽設置が確認できる書類又は合併処理浄化槽設置確約書（様式第9号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間はその年度4月1日から予算の範囲内までの期間とする。

（交付決定）

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、交付決定の可否等について審査するものとする。また、その内容の審査に必要な応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、天城町空き家改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次に掲げる事項に該当するとき、又は改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ天城町空き家改修費補助金交付変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 改修工事内容の変更により、交付決定額の増減が見込まれるとき。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、天城町空き家改修費補助金変更決定・却下通知書（様式第4号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、改修工事が完了した日から30日以内又は、補助申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、天城町空き家改修費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。また、遅滞が発生した場合、補助金の交付を取り消す場合がある。

- （1） 領収書の写し
- （2） 工事箇所写真（施工前後）
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、対象となった住宅の改修工事の状況について、実地検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、天城町空き家改修費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 改修工事により本町くらしと税務課担当による家屋固定資産税の査定が入る場合、その結果にかかった税金については補助金の対象外とする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の確定を受けたときは、天城町空き家改修費補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付決定者が補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 補助金の交付日から起算して5年以内に、改修工事をした住宅を取壊し又は売却したとき。

(3) 補助金の交付日から起算して5年以内に、入居者が改修工事を行った住宅を退去したとき。ただし、当該入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合は、この限りではない。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、天城町空き家改修費補助金交付取消通知書（様式第8号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、これを受理しないことができるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日要綱第24号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日要綱第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第12号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

区分	対象経費の内容
改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、天井、床、床下、外壁、内壁等のほか、住宅の機能回復に係る改修</li> <li>・間取りの変更等模様替え</li> <li>・水回りの設備の改修、設置</li> <li>・給排水、換気、電気、ガス等の設備工事</li> <li>・温水器、給湯器、ボイラー、エアコンなどの修繕、設置</li> <li>・畳、ふすま、障子などの張り替え</li> <li>・シロアリ駆除、防除等に係る経費</li> <li>・耐震補強等に係る経費</li> </ul> <p>など</p> <p>ただし、以下については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の経費であっても、補助金交付決定者が直接行う工事</li> <li>・建築物の解体・除却費用</li> <li>・外構設備（門、車庫、カーポート、塀等）の設置、改修工事</li> <li>・合併処理浄化槽の設置に係る経費</li> <li>・設置工事を伴わない機器、備品の購入（窓用エアコン、照明器具、カーテン、家具、物置等）</li> <li>・増築に係る経費</li> <li>・暖炉等、通常生活する上で必ずしも必要ではない住宅設備や機器類の設置、</li> </ul> <p>改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装飾性の高い設備の設置、改修工事</li> <li>・家財道具の処分に係る経費</li> </ul> <p>など</p>